

令和
5年度

海老名市 市民活動推進補助金 (審査申込の手引き)



令和4年11月

海老名市 市民活動推進課

【目次】

- P. 1 . . . 海老名市市民活動推進補助金とは、
- P. 2 . . . 補助金の交付に関する全体スケジュール
- P. 3 . . . 対象団体、対象事業
- P. 4 . . . 補助金額
- P. 5 . . . 団体別交付実績
- P. 6 . . . 対象経費（対象となる例・ならない例）
- P. 7 . . . 提出書類
- P. 8 . . . 申込の手順（個別相談について、申込みについて）
- P. 9 . . . 委員からの事前質問に対する回答の作成、審査の方法
- P. 10 . . . 審査の基準、認定通知、補助金交付申請書の提出
- P. 11 . . . 補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付、事業変更の制限、事業の実施、事業視察
- P. 12 . . . 実績報告書等の提出、補助金額の確定、補助金の返還
- P. 13 . . . その他（制度の紹介）、お問合せ先（担当課）

● 海老名市市民活動推進補助金制度とは

海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

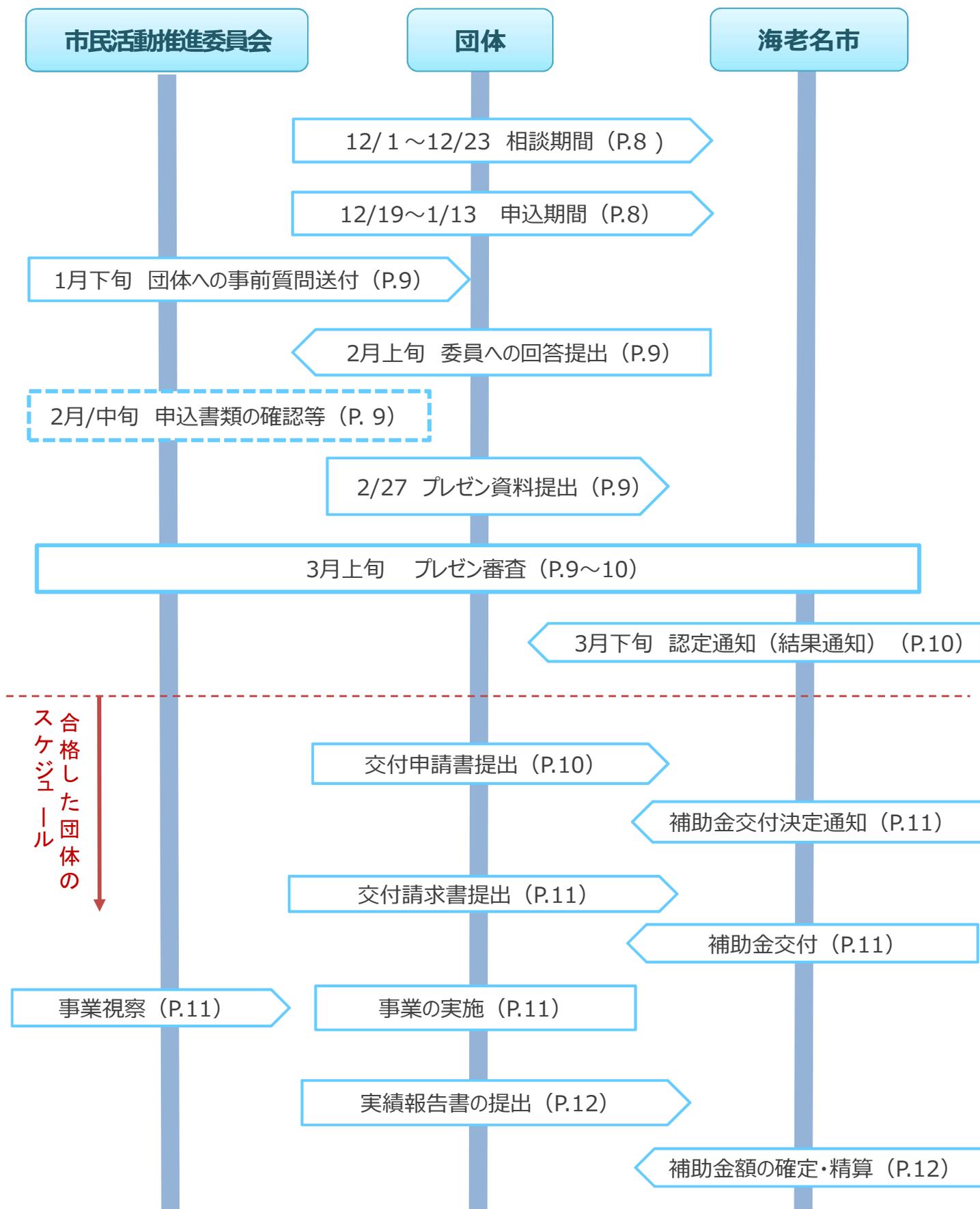
「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において**公益的な市民活動**を行う団体の**事業**を財政的に支援する制度です。

※サークル活動や趣味的な活動など、**団体の構成員だけの利益**となる活動は**対象外**です。

<過去の交付事業（一例）>

	内容
①	子供食堂事業「みんご食堂」 子供食堂（食事の提供とその後の遊びの場の提供、学習支援、絵本の読み聞かせなど）を開く。
②	がんサロン Mili Mana おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会を実施する。
③	自主夜間中学「えびなえんぴつの会」 週2回、退職教員等により、小中学校レベルの5教科を支援する。
④	アレルギー講習会 正しい理解と除去食の工夫、スキンケア、緊急時エピペン実習を行う。
⑤	大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会） 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の生きづらさを伝える。 発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。
⑥	鯉のぼり事業 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。 昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。
⑦	「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」 LGBTについての映画上映及び講演会の実施
⑧	えびなベートーヴェンコンサート 運命&第九2018 合唱団を公募し、プロのオーケストラの演奏をバックに市民参加型の第九演奏会を作り上げる。
⑨	絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等を行う。
⑩	「ほっとフェスタ2019」 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。

● 補助金の交付に関する全体スケジュール



1

対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

- (1) 市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施している団体
- (2) 3人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者である団体
- (3) 審査申込から結果報告まで、責任を持って事業を実施できる団体
- (4) 団体の運営に際し、自主財源（会員会費、事業の参加費など）を確保しており、寄附金を募ったりするなど、団体の運営について自立しようとしている団体

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動のことを指します。

<事業例>

- ・医療、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・姉妹都市交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など

※趣味的な活動やサークル活動、また団体の会員だけが利益を得る活動は、対象になりません。

2

対象事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象となります。

- (1) 主として海老名市内で行われる事業
- (2) 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- (3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する事業

※ 対象にならない事業

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - ① 宗教の教義を広めること。
 - ② 宗教の儀式行事を行うこと。
 - ③ 宗教の信者を教化育成すること。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 海老名市の、他の補助制度を利用している事業

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に1事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進し、 <u>活動を軌道に乗せるための事業</u>	団体が既に行っている事業を充実させ、 <u>継続を図るための事業</u>	団体がこれまで行ってきた事業の <u>更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業</u>
交付金額	上限10万円	上限20万円	上限30万円
交付回数	1団体につき1回のみ	1団体につき2回まで ※年度内に1回のみ交付	1団体につき3回まで ※年度内に1回のみ交付

- 基本的に、入門編 → 充実編 → 自立編という順番で申請していただきます。
- 区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻ることはできません。
- 当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体に対しては、別の事業であっても交付できません。
- 既に交付を受けている団体で、自分がどの区分で申請できるか分からないという団体は、次のページ「団体別交付実績」からご確認ください。

※注意事項

- 補助金交付団体数により、審査申込時の金額から**減額**して交付する場合があります。
- 海老名市市民活動推進委員会の審査により、審査申込時から区分を変更させていただく場合があります。
- 申込金額について、**千円未満**の端数は**切り捨て**とします。

◆団体別交付実績◆

既に交付を受けたことのある団体は、以下の表で交付回数をご確認ください。
 なお、黒塗りの団体は、既に交付回数を満了しているため申請いただけません。

No.	団体名（敬称略）	入門編	充実編		自立編（旧発展編）		
1	生きがい発見塾	H23			H26	H27	H28
2	IDEA education				H29		
3	えびなアレルギーサークル デイジー	H30	※				
4	えびなえんぴつの会	H31	R 2	R 3	R 4		
5	（一社）海老名扇町エリアマネジメント				H30		
6	海老名おやじの会	H31					
7	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	H29			H30		
8	海老名里山づくりボランティア山仕事の会				H22	H23	H24
9	海老名女性支援電話「そよ風」				H22	H23	H26
10	（公社）海老名青年会議所				H27		
11	海老名セーフティー・ベリー協議会	H25					
12	『えびなっ子わくわくフェスタ』実行委員会				H27	H28	H29
13	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会				H30	R 4	
14	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校				H28	H29	H30
15	えびなパソコンサポートボランティア				H26	H27	H28
16	えびなメサイアの会	R 3					
17	えびなユース合唱プロジェクト	R 4					
18	特定非営利活動法人おおきな木				R 3	R 4	
19	大谷四区親睦会	H29			H30	H31	
20	かながわ子育て情報局				H22	H23	H24
21	がんサロンPetit Salon&Community Mili Mana	R 2					
22	特定非営利活動法人 grand-mere				H28	H31	R 2
23	河骨保護の会				H23	H31	
24	公民館まつり実行委員会				H26		
25	子育て応援情報「Laugh!」				R 3		
26	混合療育を考える会				H23	H24	H25
27	Sapling Music Park Ebina				H25	H26	H27
28	シエスタラボ	H30					
29	生涯学習研究発表会実行委員会				H25		
30	それいけ！ママフェスタ実行委員会				H30		
31	男女平等市民の会・海老名	H29			H31	R 3	
32	と金ネットワーク				H25		
33	永池川川歩きの会	H29					
34	Piccolini	H30					
35	福島と海老名の子ども交流実行委員会				H27	H30	
36	ほっとフェスタ実行委員会				H31	※	
37	まなピタネット	R 3	R 4				
38	みんご倶楽部	※					
39	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	H28			H29		
40	ライブビートストリート海老名	H22			H23	H24	
41	リーベン	H27					
42	海老名のら猫を増やさない会	R 4					
43	Root	R 4					
44	テクノガーデンEBINA	R 4					
45	Women's life care		R 4				

※ …… 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、事業を中止しました。そのため、補助金の交付回数には計上いたしません。

補助金の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要な経費です。

● 対象となる経費の例

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等 ※スタッフへの謝礼は対象外
旅費	外部講師・指導者等の、事業実施会場までの交通費や宿泊費
食糧費	外部講師・指導者・協力者の飲料代、食事代等 ※スタッフ・参加者への飲み物代等は不可
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費 ※通年で使用する団体のチラシ等は対象外
使用料 賃貸料	会場使用料、車両・機材のレンタル等 ※事務所の賃貸料・光熱水費等は対象外
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
消耗品費	材料等の購入費 ※取得価格（消費税含む）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるものが対象
備品購入費	取得価格（消費税含む）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの

審査申込時に提出する予算書に記載する際、補助金を充てる科目については、「補助金を充当」の欄に必ず「○印」を付けてください。

※海老名市市民活動推進委員会により、対象経費と認められない場合もあります。

● 対象とならない経費の例

次の経費は、補助金の対象になりません。

※ 審査申込時に提出する予算書に記載しても構いませんが、「補助金を充当」欄には○印を付けないようにしてください。

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体パンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送料
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼

(1) 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・「補助金交付審査申込額」は、審査申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを活用してください。
- ・「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

(2) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
※これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合性を取ってください。
- ・本紙「4 対象となる経費」と「5 対象とならない経費」を参考にご記入ください。
- ・補助金を充てる科目については、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

(3) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・団体の活動内容を記入してください。
- ・決算資料は、最新のものを記入してください。

(4) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。
- ・同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

(5) 団体の会員名簿又はこれに類するもの

- ・必ず最新のものを提出してください。

(6) 団体の活動がわかる書類

- ・会報紙や事業のチラシ、またその他活動内容が分かる発行物などがあれば、提出してください。

(1) 個別相談について

制度の不明な点や、申込みを検討している事業などの相談を承ります。

※事前予約制となります。電話または市HPお問合せフォームからご連絡ください。
 ※初めて申込みをする団体は、必ず相談を受けてください。

項目	詳細
日程	令和4年12月1日（木）～令和4年12月23日（金）※土日を除く
時間	午前9時～午後5時
場所	海老名市役所5階 市民活動推進課
所要時間	1時間程度
相談内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度についてももう少し詳しく聞きたい ・ 自分たちの事業は、補助金の交付対象になりそうか ・ 申込書をどう書いたらいいか相談に乗ってほしい ・ 補助金の対象となる経費について、詳しく聞きたい など

(2) 申込みについて

事前に市民活動推進課へ案を提出し、書類の事前チェックを受けてからご提出ください。

項目	詳細
申込方法	申込書類を郵送または持参 ※事前に市民活動推進課へ案を提出し、書類の事前チェックを受けてください。 ※事前チェックは、データでも可能です。
申込期間	令和4年12月19日（月）～令和5年1月13日（金） ※土日祝を除く
受付時間 ※持参の場合	午前9時～午後5時
提出書類	(1) 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式） (2) 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式） (3) 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式） (4) 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの (5) 団体の会員名簿又はこれに類するもの (6) 団体の活動がわかる書類

7 委員からの事前質問に対する回答の作成

申込書類について、海老名市市民活動推進委員から質問が出た場合には、1月下旬に申請団体へ質問票を送付します。

委員からの質問に対し、指定する期限までに回答を作成してください。
※非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力をお願いいたします。

その後、令和5年2月中旬に開催予定の海老名市市民活動推進委員会において、申込書類の確認等を行います。

8 審査の方法

補助事業の審査は、公募委員等で構成する海老名市市民活動推進委員会が行います。全団体をプレゼン審査によって審査します。

※ 令和3年度より、プレゼン審査のみの審査方法に変更となりました。

※ 結果は、合否に関わらず3月下旬に通知します。

● プレゼン審査

項目	詳細
開催日	令和5年3月上旬（予定） ※詳細が決まり次第HPに掲載予定
場所	未定 ※詳細が決まり次第HPに掲載予定
事前提出	パワーポイントのデータや配布資料など、発表に使用する資料を令和5年2月27日（月）までにご提出ください。 ※データ等の提出方法については、別途ご相談ください。
審査方法	1. 発表（7分）＋質疑応答（8分） 2. 全団体終了後、審査の基準（P.10）により、海老名市市民活動推進委員会が審査します。 3. 45点満点中27点以上の団体が合格となります。
審査結果	合否に係わらず、3月下旬に通知します。
その他	・ PC、プロジェクター、マイクなどをご用意いたしますので、必要があればご相談ください。 ・ このプレゼンは、どなたでも見学できます。

9

審査の基準

審査基準は、次の9項目です。

プレゼンテーションでは、各項目について、採点を行います（45点満点）。

	審査基準	審査の視点	点数
委員会 で 審査	公益性	多くの市民が事業の効果を受けられる事業か。	5点
	自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか。	5点
	計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか。	5点
		事業の予算に無理がなく、積算も適正であるか。	5点
	発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか。	5点
	地域性	市民や地域のニーズを的確にとらえた、社会的に必要性のある事業であるか。	5点
	先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果が期待できるか。	5点
	団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか。	5点
	熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか。	5点

※点数のつけ方

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというが良い	普通	どちらかというが悪い	悪い

10

認定通知

審査後、結果について、申請者に通知します。

11

補助金交付申請書の提出（合格後）

補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）」を提出してください。

※ 上記の申請書は、結果通知に同封します。

12

補助金交付決定通知・補助金請求書の提出・補助金交付

- (1) 海老名市長は、補助金交付申請書の提出があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し、通知します。
- (2) 補助金交付決定通知を受けた申請団体は、補助金の請求書を事務局へ提出します。
- (3) 諸手続きが完了した後、1箇月程度で補助金は指定口座に入金されます。

- ※ 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差異があり、事業実施が困難と判断した場合は、補助金の交付を辞退することができます。
- ※ その他詳細は、合格した団体へ個別に連絡します。

13

事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更(廃止)することはできません。特別な事情がある場合は、事前に相談してください。

- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために事業を中止した団体については、**市民活動推進委員会で認められた場合のみ**、補助金から一部支出があった場合でも、交付回数には含めないこととします。
ただし、充当できるのは、中止を決定する前に**やむを得ず**支出した金額に限ります。
- ※ 事業の内容・予算は、審査申込時に十分検討してください。

14

事業の実施

計画書のとおり、事業を実施してください。

- ※ チラシ、ポスター、パンフレット等を作成する場合は、「海老名市市民活動推進補助金交付事業」と明記してください。
- ※ 補助対象事業に係る収入・支出についての帳簿や領収書(レシート)については、確認させていただく場合がありますので、事業終了後の翌年度から5年間保存してください。

● 市民活動推進委員による事業視察

補助金の交付が決定した事業の実施日に、海老名市市民活動推進委員が事業視察に伺います。当日は、団体から実施事業内容の説明等を行っていただきますので、ご対応をお願いいたします。

実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員から詳細のご連絡をいたします。

- ※ 視察としてお伺いするため、有料の事業であっても入場料等はお支払いできません。

15

実績報告書等の提出

補助を受けた団体は、事業が終了したら報告書類を提出してください。

項目	詳細
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 海老名市市民活動補助金実績報告書（第10号様式） 海老名市市民活動補助金収支決算書（第11号様式） 当日配布した資料 アンケート結果 など
提出期限	事業終了から20日以内

※ 事業終了後、団体は事業の実施結果を公開してください。

※ 実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

16

補助金額の確定・精算

実績報告書等の提出を受け、補助金額を確定します。
残額が生じた場合は、返還していただきます。

17

補助金の返還

以下に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 交付した補助金に残額が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

18 その他（制度の紹介）

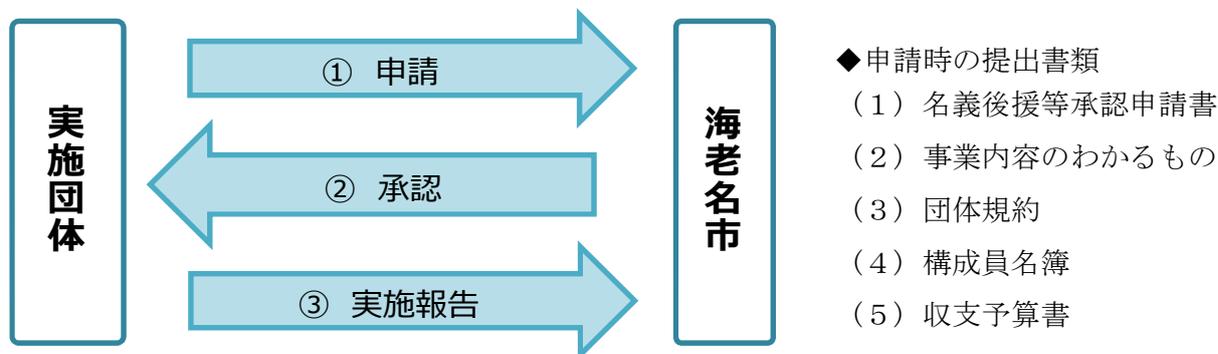
● 市民活動補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行う制度です。市が保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

- ※ 団体の構成員を対象とする保険であり、事業への一般参加者等は対象になりません。
- ※ 他に保険契約を行っている場合は、本制度の支給対象にはなりません。
- ※ その他詳細は、市民活動推進課へお問合せ下さい。

● 名義後援

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。
(名義後援……パンフレットやポスターに「海老名市後援」という呼称を使用できるもの)



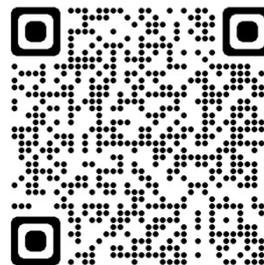
※ その他詳細は、市民活動推進課へお問合せください。

19 お問い合わせ先（担当課）

制度について、ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

海老名市役所 市民協働部 市民活動推進課

【所在地】海老名市勝瀬175-1 海老名市役所5階
【TEL】046-235-4794（直通）
【FAX】046-231-2670



- ※ インターネットでの問合せ
初回（市民活動推進課のメールアドレスをご存じない方）のお問合せは、QRコードを読み取った後、ページ下部の「[☑お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)」というリンクからご連絡ください。2回目以降のご連絡は、メールで行います。